

6月定例会

第2回定例会は、6月14日に開会し、まず、監査結果や3月に策定された第3次障害者計画市の出資先である土地開発公社、公園緑化協会などの経営状況の報告を受けました。

続いて、条例改正や補正予算、財産取得など13件の議案が提案されました。市長より説明を受けた後、それぞれ関係する常任委員会に審査を付託しました。

その後行った一般質問では、2日間わり、8人の議員が市政の重要課題について、見解をただしました。

22日開いた本会議では、委員会で審査した議案について、各委員長が審査結果の報告を行い、いずれも原案のとおり可決しました。

最後に、議会運営委員会が開かれました。

20日の委員会では、所管事務の報告、質疑の後、財産区所有の池を岸和田港福田線道路用地として取得する議案などを審査し、満場一致で可決しました。

その後、株大阪織維リソースセンターの解散についての報告を受けました。最後に、次の質問を行い、市の見解をただしました。

△ペントボトルの収集につ

るところ、有権者が議員に寄附を求めることがあります。市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

暑中見舞状や寄附の禁止

公職選挙法により、議員は答礼のための自筆によるものを除き暑中見舞い状を出すことや、祭礼など各種行事へ寄附することが禁止されています。

また、有権者が議員に寄附を求めることが禁止されています。市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

事業常任委員会

（下記、3面に掲載）

19日～21日に開いた各常任委員会では、所管する事務概要の報告を受けた後、付託議案の審査を行いました。

22日開いた本会議では、委員会で審査した議案について、各委員長が審査結果の報告を行い、いずれも原案のとおり可決しました。

最後に、議会運営委員会が開かれました。

20日の委員会では、所管事務の報告、質疑の後、財

産区所有の池を岸和田港福

田線道路用地として取得す

る議案などを審査し、満場

一致で可決しました。

その後、株大阪織維リソ

ースセンターの解散につ

いての報告を受けました。最

後に、次の質問を行い、市

の見解をただしました。

△ペントボトルの収集につ

るところ、有権者が議員に寄附を求めることがあります。市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

（下記、3面に掲載）

19日～21日に開いた各常任委員会では、所管する事務概要の報告を受けた後、付託議案の審査を行いました。

22日開いた本会議では、委員会で審査した議案について、各委員長が審査結果の報告を行い、いずれも原案のとおり可決しました。

最後に、議会運営委員会が開かれました。

20日の委員会では、所管事務の報告、質疑の後、財

産区所有の池を岸和田港福

田線道路用地として取得す

る議案などを審査し、満場

一致で可決しました。

その後、株大阪織維リソ

ースセンターの解散につ

いての報告を受けました。最

後に、次の質問を行い、市

の見解をただしました。

△ペントボトルの収集につ

るところ、有権者が議員に寄附を求めることがあります。市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

（下記、3面に掲載）

19日～21日に開いた各常任委員会では、所管する事務概要の報告を受けた後、付託議案の審査を行いました。

22日開いた本会議では、委員会で審査した議案について、各委員長が審査結果の報告を行い、いずれも原案のとおり可決しました。

最後に、議会運営委員会が開かれました。

20日の委員会では、所管事務の報告、質疑の後、財

産区所有の池を岸和田港福

田線道路用地として取得す

る議案などを審査し、満場

一致で可決しました。

その後、株大阪織維リソ

ースセンターの解散につ

いての報告を受けました。最

後に、次の質問を行い、市

の見解をただしました。

△ペントボトルの収集につ

るところ、有権者が議員に寄附を求めることがあります。市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

（下記、3面に掲載）

19日～21日に開いた各常任委員会では、所管する事務概要の報告を受けた後、付託議案の審査を行いました。

22日開いた本会議では、委員会で審査した議案について、各委員長が審査結果の報告を行い、いずれも原案のとおり可決しました。

最後に、議会運営委員会が開かれました。

20日の委員会では、所管事務の報告、質疑の後、財

産区所有の池を岸和田港福

田線道路用地として取得す

る議案などを審査し、満場

一致で可決しました。

その後、株大阪織維リソ

ースセンターの解散につ

いての報告を受けました。最

後に、次の質問を行い、市

の見解をただしました。

△ペントボトルの収集につ

るところ、有権者が議員に寄附を求めることがあります。市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

（下記、3面に掲載）

19日～21日に開いた各常任委員会では、所管する事務概要の報告を受けた後、付託議案の審査を行いました。

22日開いた本会議では、委員会で審査した議案について、各委員長が審査結果の報告を行い、いずれも原案のとおり可決しました。

最後に、議会運営委員会が開かれました。

20日の委員会では、所管事務の報告、質疑の後、財

産区所有の池を岸和田港福

田線道路用地として取得す

る議案などを審査し、満場

一致で可決しました。

その後、株大阪織維リソ

ースセンターの解散につ

いての報告を受けました。最

後に、次の質問を行い、市

の見解をただしました。

△ペントボトルの収集につ

るところ、有権者が議員に寄附を求めることがあります。市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

（下記、3面に掲載）

19日～21日に開いた各常任委員会では、所管する事務概要の報告を受けた後、付託議案の審査を行いました。

22日開いた本会議では、委員会で審査した議案について、各委員長が審査結果の報告を行い、いずれも原案のとおり可決しました。

最後に、議会運営委員会が開かれました。

20日の委員会では、所管事務の報告、質疑の後、財

産区所有の池を岸和田港福

田線道路用地として取得す

る議案などを審査し、満場

一致で可決しました。

その後、株大阪織維リソ

ースセンターの解散につ

いての報告を受けました。最

後に、次の質問を行い、市

の見解をただしました。

△ペントボトルの収集につ

るところ、有権者が議員に寄附を求めることがあります。市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

（下記、3面に掲載）

19日～21日に開いた各常任委員会では、所管する事務概要の報告を受けた後、付託議案の審査を行いました。

22日開いた本会議では、委員会で審査した議案について、各委員長が審査結果の報告を行い、いずれも原案のとおり可決しました。

最後に、議会運営委員会が開かれました。

20日の委員会では、所管事務の報告、質疑の後、財

産区所有の池を岸和田港福

田線道路用地として取得す

る議案などを審査し、満場

一致で可決しました。

その後、株大阪織維リソ

ースセンターの解散につ

いての報告を受けました。最

後に、次の質問を行い、市

の見解をただしました。

△ペントボトルの収集につ

るところ、有権者が議員に寄附を求めることがあります。市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

（下記、3面に掲載）

19日～21日に開いた各常任委員会では、所管する事務概要の報告を受けた後、付託議案の審査を行いました。

22日開いた本会議では、委員会で審査した議案について、各委員長が審査結果の報告を行い、いずれも原案のとおり可決しました。

最後に、議会運営委員会が開かれました。

20日の委員会では、所管事務の報告、質疑の後、財

産区所有の池を岸和田港福

田線道路用地として取得す

る議案などを審査し、満場

一致で可決しました。

その後、株大阪織維リソ

ースセンターの解散につ

いての報告を受けました。最

後に、次の質問を行い、市

の見解をただしました。

△ペントボトルの収集につ

るところ、有権者が議員に寄附を求めることがあります。市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

（下記、3面に掲載）

19日～21日に開いた各常任委員会では、所管する事務概要の報告を受けた後、付託議案の審査を行いました。

22日開いた本会議では、委員会で審査した議案について、各委員長が審査結果の報告を行い、いずれも原案のとおり可決しました。

最後に、議会運営委員会が開かれました。

20日の委員会では、所管事務の報告、質疑の後、財

産区所有の池を岸和田港福

田線道路用地として取得す

る議案などを審査し、満場

一致で可決しました。

その後、株大阪織維リソ</